







すと、現給は二万八千八百円でござります。これに仮りに扶養手当を三人といたしますと、この分が二千八百円になります。その合計だけで三万八百八十円になります。若干の減収になると思います。

○川上嘉君 外もみんな言つたらいいでしよう。現行の額を上から次々にね。

○説明員(中西泰男君) 新たに入りました国立国会図書館長は、これは現在の國務大臣に準ずる待遇を受けるといふことになつております。これは変りません。事務総長は今説明を申上げました通りであつて、法制局長は現給は二万六千六百円です。衆参議院の法制局長は現給が二万五千六百円でござります。これは現在におきましては扶養手当の出る建前になつておりますが、特別職のこの法律によりますと、扶養手当が出ない、こういう関係から仮りに三人分を見ますと、一千八百円を加えまして、二万七千六百八十円、こういう恰好に相成るわけです。更に入りました中央法制保護委員会の審議会委員といふものは、いずれも現在と同様でございます。

○木村禱八郎君 後はみな以前と同じですから、祕書官はどうです。

○説明員(中西泰男君) 紘書官は現在一般職の職員と同様に何級の何号といふことになつておりますから、十級乃至十三級の各号の俸給を受けておりますが、これを基礎にいたしまして扶養手当を加味いたしまして計算いたしましたと、大体それに相当する額が、一万一千円乃至一万五千円という金額に該当するようになつております。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○森下政一君 大変諄いようですが、私はつきの御答弁をもう一遍確めて置きます。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はございませんか。

○森下政一君 今の政務次官のお話はちょっと黒田さんの何と違つたようになります。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質問はございませんか。

○木村禱八郎君 先程の、前の質問に對する御答弁を願います。原則はないかあるかです。

○説明員(中西泰男君) 今のお尋ねの点につきましては、確定した一定の基準というものはございません。

○木村禱八郎君 それでは又よく研究して後で御答弁願いたいと思います。

○政府委員(水田三喜男君) 先程の政務次官の御答弁と喰い違つておるようですか……

○政府委員(水田三喜男君) 国会議員と一般職の場合、公務員との間にはそういう原則は我々はつきり立つておつたつもりであります。現にそういう方針で公務員の給與の問題も扱つて来ました。問題はこの特別職内におけるその原則の問題ですが、これを審議のとき若干問題が出来ましたが、内閣官房長官といふようなものは、特別職であつても、書記官長、昔からあつて殆ど一般職のこの官吏のようになつておられたが、つまづきの御答弁を了承したのですが、間違ひありませんですか。

○説明員(中西泰男君) その通りでござります。間違ひありません。

○森下政一君 その通りですね。これはあなたの御答弁を大蔵大臣の御答弁と考えてよろしくございますね。

○説明員(中西泰男君) 結構です。

○政府委員(水田三喜男君) 私の考へことはあつて、別に基準といふものはありますので、そこと国會議員の比率はどうということも問題になつて、それの法律に基いて、この先程説明のありましたように書記官長は何に準ずとか我々の設置法があることはあります。

○小川友三君 この第十一條の問題ですが、連合軍の職務に従事しておる労務者の給與問題につきましては、後日

○政府委員(水田三喜男君) これは研

究したいと思います。官房長官の問題

問題でありまして、前国会におきまし

て、未だに給料がべらぼうに安いとい

うような状態でありますので、次の法

案を審議する機会に大蔵大臣に質問を保留します。

○森下政一君 今この政務次官のお話はちよつと黒田さんの何と違つたようになります。

○政府委員(水田三喜男君) そうではありません。給料の二重取りであります。給料の二重取りではなくて、政務次官になつた場合には、例えば三万円とか何とかいうような特別職の俸給を国会議員の俸給よりも高く決めてよいということあります。

○黒田英雄君 只今森下さんの御質問

もあつたのですが、私の考へでは、国

議員が特別職になるものは、国会議員としての俸給は当然受け、そし

てその上にプラスしてその職務に対し

て何がしかの給與をするというような

形がむしろよいのではないかというふ

うに考へるのでけれども、とにかく

御研究を願えればそれでよいのです。

○説明員(中西泰男君) では感覚であります。國会議員であつても特別職になれるという規定でなつた以上は、国会議員の給料以外にその職についた別個の給料をえた俸給制度ができるいいのじやないか、そう考へます。

○黒田英雄君 何か将来御研究して頂けますか。

○政府委員(水田三喜男君) これは研

究したいと思います。官房長官の問題

問題であります。

○小川友三君 本案はまだ研究すべき

余地が沢山ありますので、次の委員会に又再審査をすることを提案いたします。







昭和二十四年十一月二十一日發行

昭和二十四年十一月二十二日印刷

參議院事務局

印刷者 印刷所